

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

民間事業者が特定教育・保育施設に参入する場合に事業開始にあたっての助言等を行う事業や、認定こども園において特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制を構築する事業です。新規施設等に対する支援、相談、助言等の実施を検討します。また、認定こども園での特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制の構築については、継続して実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人
②確保内容	職員の加配に必要な補助を実施します。				

※量の見込みは認定こども園での特別な支援が必要なこどもの受入体制。

⑭子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事や子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等のいる家庭に訪問支援員を派遣し、家事や子育て等の支援を行う事業です。事業の周知を図るとともに、関係機関と連携して、支援の必要性が高い家庭に支援をつなぐことができるよう、取り組みの強化と体制整備に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	104人日	104人日	104人日	104人日	104人日
②確保内容	104人日	104人日	104人日	104人日	104人日

⑮児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等を対象に、居場所となる拠点の開設、児童の生活の場の提供及び児童や家庭の相談等を行う事業です。本市では、現在、本事業を実施していませんが、関係機関と連携しながら実施に向けた検討を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人
②確保内容	0人	0人	0人	0人	0人

⑯親子関係形成支援事業【新規】

こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有できる場を提供する事業です。本市では、心理担当支援員(公認心理師または臨床心理士)によるペアレントトレーニング講座を年1回実施し、こどもの発達等に応じた助言・相談等を行っており、事業の継続を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人
②確保内容	3人	3人	3人	3人	3人

⑰妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊婦等との面談等により、妊婦等の心身の状況や環境の把握、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他必要な支援を行う事業です。妊娠届出時や妊娠8か月ごろ、また、乳児家庭全戸訪問(すこやか赤ちゃん訪問)時に面談を行い、妊娠期から妊婦やその配偶者等に寄り添い、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援の推進に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み/面談実施合計回数	50回	50回	48回	48回	45回
②確保内容/面談回数	105回	105回	101回	101回	95回

⑱産後ケア事業【新規】

本市と契約している医療機関や助産所で、母子同室で助産師や保健師、看護師等の専門スタッフから「からだ」と「こころ」、「育児」のサポートを受けることができる事業です。医療機関等と連携し、希望する産婦が利用できるよう周知を図るとともに、産後の心身の疲れ、育児不安等の軽減が図れるよう支援の充実を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	11人日	11人日	16人日	16人日	19人日
②確保内容	11人日	11人日	16人日	16人日	19人日

第3期尾鷲市 子ども・子育て支援事業計画 母子保健計画

令和7年度～令和11年度

概要版

こどもの未来
明日とともに
育むまち
おわせ



令和7年3月
尾鷲市

第3期 尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画 概要版【令和7年度～令和11年度】

発行：尾鷲市 編集：福祉保健課 発行年月：令和7年3月

〒519-3618 三重県尾鷲市栄町5番5号 電話：0597-23-8202 FAX：0597-23-3875

1 計画策定の目的

国において、人口減少対策における重要施策としてこども・子育て支援施策が拡充されていく中、本市においても児童福祉・母子保健分野にとどまらず、医療・教育・生活環境など多岐の分野にわたって展開される関連施策についてあらためて体系的に整理するとともに、第2期計画が令和6年度で期間が終了することから、本市の現状と課題を再度、分析・整理した上で、必要な子育て支援事業等に係る事業量の見込みと提供体制の確保を計画的に図り、尾鷲市版こどもまんなか社会の実現に向けて総合的な取り組みを推進することを目的として「第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置づけと計画期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、本市の子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するための計画と位置づけ策定されております。

また、「次世代育成支援行動計画」、「市町村母子保健計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」を包含し、計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

3 計画の目指す姿

本計画においては「子育て家庭」への支援とともに「こども」への支援を重視し、「子育てしやすいまちづくり」、「こどもの未来を育むまちづくり」の2つのテーマのもと、目指す姿である尾鷲市版こどもまんなか社会「こどもの未来明日をともに育むまちおわせ」の実現に向けて、総合的な取り組みを推進していきます。

本計画で目指す姿と2つのテーマ

目指す姿

こどもの未来 明日をともに育むまち おわせ

テーマⅠ

子育てしやすい
まちづくり

「子育て家庭」を支援!

【対応する課題】

- ①安心して妊娠・出産・育児が行える環境づくりと支援の実施
- ②就学前児童の教育・保育の確保とこどもの居場所づくりの充実
- ③仕事と子育ての両立・子育てに係る負担軽減に向けた支援の充実
- ④子育てに係る経済的負担の軽減

テーマⅡ

こどもの未来を育む
まちづくり

「こども」を支援!

【対応する課題】

- ①就学前児童への教育・保育の取り組み及び学校教育の充実
- ②家庭や地域、放課後等における多様な学びや体験活動・交流機会の充実
- ③こどもの人権尊重と児童虐待防止の取り組み
- ④地域におけるこどもの居場所の確保、こどもの安全・安心を確保する取り組み

4 テーマに基づく目標設定

本計画において取り組むべき施策展開の目標について、目指す姿を実現するための両輪となる2つのテーマごとに定めます。

テーマⅠ 子育てしやすいまちづくり

目標1 妊娠・出産・育児にわたる包括的支援の実施

すべてのこどもたちが健やかに成長することを目指し、妊娠期より関係機関と連携し、安心して産み育てるため、妊産婦と家族への切れ目のない支援を実施します。

また、親子に寄り添い、健やかなこどもの発育・発達への支援に努めるとともに、次世代を担うこどもたちを育てるための思春期支援を進めます。

目標2 就学前の教育及び保育の確保・充実

仕事を持っている保護者が安心して子育てと仕事を両立できることをはじめ、保育を必要とする世帯の保育が十分に確保できるよう、地域における保育環境の充実に取り組みます。

また、家庭で子育てを行っている保護者が、気軽に親子で参加できる交流の機会や相談の場を提供するなど、就学前のこどもを持つ保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感の解消を進めます。

目標3 こどもの居場所づくりの推進

放課後等にこどもが安全・安心に過ごし多様な体験等ができるよう、こどもの居場所づくりを進めるとともに、安全で利用しやすい公園づくりや公共施設の機能の充実と開放を進めるなど、親子が気軽に利用できる場の提供を進めます。

また、子育て支援団体等の活動を支援することで、こどもの居場所づくりの充実を図ります。

目標4 子育て家庭への支援体制の充実

すべての妊産婦や子育て世帯の子育てに関する悩みや不安の解消、生活上の困りごとの改善や解決につなげるため、包括的な相談・支援体制を構築するとともに継続的に世帯に寄り添い、多様な支援制度や社会資源の活用を図ることで状況の改善につなげます。

また、子育てを難しくする要因となっている経済的負担の軽減に努めます。

テーマⅡ こどもの未来を育むまちづくり

目標1 次代のおわせを担う人づくり

こどもが遊びや学び、多様な体験等を通じて自立心や社会性を身に付け、一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感を持って成長することができる環境づくりに向けて、家庭・学校・地域等における教育の充実を図ります。

また、すべての人がこどもや子育て支援への関心と理解を深め、こどもや子育てを支え合うことのできる地域づくりを進めます。

目標2 こどもを守る地域づくり

こどもは地域の「宝もの」であり、「育てる」、「守る」は地域の役目です。

家庭・学校・行政・地域が一体となって、こどもたち一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指すとともに、関係機関と連携して、すべてのこどもたちを虐待から守る取り組みを進めます。

また、交通事故や犯罪、災害などからこどもの安全を確保する取り組みや環境整備、青少年の非行防止や健全育成の取り組みを進めます。

5 子ども・子育て支援事業等の具体的事業目標

①子ども・子育て支援制度における給付・事業

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は国が示す基本指針に即して、市の教育・保育提供区域ごとの各年度における「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」並びに「地域子ども・子育て支援事業」等の量の見込み並びに提供体制の確保内容及びその実施時期を定めることとされています。

本計画における給付・事業について



②教育・保育提供区域の設定

本市においては、教育・保育提供区域について、区域内の量の見込みや量の調整に柔軟に対応でき、利用者の細かなニーズに対応できることから、第2期計画に引き続き全市1区域として設定します。

6 子ども・子育て支援給付について

①子どものための教育・保育給付

乳幼児期の教育・保育の量の見込みについては、これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出しました。確保方策については、令和7年4月1日からは、認定こども園が1か所、保育園が4か所、小規模保育園が1か所となる予定であり、量の見込みに対応した供給が可能となっています。今後も引き続き、地域における供給体制の確保に努めます。

教育・保育の「量の見込み」に対する「確保内容」及び「実施時期」

1号認定(認定こども園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	11人	10人	9人	8人	8人
②確保内容	15人	15人	15人	15人	15人

2号認定(満3歳以上で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	179人	162人	148人	138人	131人
②確保内容	193人	193人	193人	193人	193人

3号認定(満3歳未満で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども)

0歳	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30人	30人	28人	26人	26人
②確保内容	30人	30人	30人	30人	30人
1歳	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	37人	31人	31人	30人	28人
②確保内容	44人	44人	44人	44人	44人
2歳	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	46人	46人	46人	44人	43人
②確保内容	57人	57人	57人	57人	57人

②子育てのための施設等利用給付

子どものための教育・保育給付を希望したものの、市内すべての就学前教育・保育施設が定員に達していることで、いずれの施設にも入所できない場合に、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業を利用した場合、利用料の一定額までを給付する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人
②確保内容	3人	3人	3人	3人	3人
実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

③乳児等のための支援給付【新規】

乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)は、令和8年度から開始される新たな給付で、未就園のこどもを対象に、認定こども園や保育園等の施設で、月一定時間までの預かり及び保護者への子育てに関する相談支援を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
0歳児延人数	90人	90人	80人	80人	80人
1歳児延人数	90人	90人	90人	80人	80人
2歳児延人数	100人	90人	90人	90人	80人
②確保内容					
0歳児延人数	0人	90人	80人	80人	80人
1歳児延人数	0人	90人	90人	80人	80人
2歳児延人数	0人	90人	90人	90人	80人

7 地域子ども・子育て支援事業について

①利用者支援に関する事業

教育・保育施設等の利用について情報提供を行うとともに、こどもや保護者の相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関と調整を行う事業です。「こども家庭センター」を令和7年度から設置し、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談やサポートなど切れ目のない支援体制の強化を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

②時間外保育事業

保護者の就労時間などにより保育園等の通常の開所時間を超えて保育時間を延長する事業です。保護者の就労時間や通勤時間の長時間化などによるニーズの変化を踏まえ、今後も2か所の保育園で必要なサービス量を確保していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	40人	37人	35人	33人	32人
②確保内容	50人	50人	50人	50人	50人
実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

③放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者の就労など、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象として、居場所づくりを目的に設置しています。こどもが安全・安心に過ごせる居場所を提供し、その健全な育成を図ります。さらに、放課後子ども教室「いきいき尾鷲っ子」との連携強化を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	80人	77人	74人	68人	63人
低学年	71人	69人	66人	60人	55人
高学年	9人	8人	8人	8人	8人
②確保内容					
登録児童数	100人	100人	100人	100人	100人
実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

④子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事などにより、児童を養育することが一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業です。本事業が必要な世帯が利用できるよう周知に努め、関係機関と連携しながら利用できる体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12人日	12人日	12人日	12人日	12人日
②確保内容	12人日	12人日	12人日	12人日	12人日
実施か所数	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所

⑤一時預かり事業

乳幼児を対象に、保護者が疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れでリフレッシュしたい時などにこどもを一時的に預かる事業です。事業の周知を強化するなど利用促進を図るとともに、事業内容の向上に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	151人日	144人日	140人日	136人日	134人日
②確保内容	500人日	500人日	500人日	500人日	500人日
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑥乳児家庭全戸訪問事業

おおむね生後2か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。出生数等を勘案して、計画期間内の目標事業量を定め、訪問率100%を目指します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(対象人数)	50人	50人	48人	48人	45人
②確保内容(訪問率)	100%	100%	100%	100%	100%
実施体制	実施体制：3人 実施機関：福祉保健課				

⑦養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病等によって子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要な家庭を保健師等が訪問して必要な支援を行う事業です。保健師等がその居宅を訪問し養育に対する助言・指導等を行うほか、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し、迅速な対応が図れるよう機能強化を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3件	3件	3件	3件	3件
訪問家庭数	20件	20件	20件	20件	20件
②確保内容	3件	3件	3件	3件	3件
訪問延べ件数	20件	20件	20件	20件	20件

⑧地域子育て支援拠点事業

乳幼児及び保護者を対象に、育児不安などについての相談・指導、子育てに関する情報提供、育児講習等の事業を行い、子育て家庭に対する支援を行う事業です。地域子育て支援センター「ちびっこひろば」の周知など利用促進を図るとともに、事業内容の向上に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	200人回	200人回	200人回	200人回	200人回
②確保内容	200人回	200人回	200人回	200人回	200人回
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※月間延べ利用人数

⑨病児・病後児保育事業

病児保育事業は保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。現状では実施できる施設等がないため、関連する関係機関と連携しながら体制の整備に向けて取り組みます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	24人日
②確保内容	0人日	0人日	0人日	0人日	24人日
実施か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所

⑩子育て援助活動支援事業

育児の援助をしてほしい人と援助をしたい人が会員となり、会員組織による地域の助け合い活動をする制度です。制度を広く周知し、事業の利用が円滑になるよう会員登録を促すとともに、安心して利用できるようサポート体制の充実に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	189人日	179人日	173人日	161人日	153人日
②確保内容	189人日	179人日	173人日	161人日	153人日
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑪妊婦健康診査

安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、妊婦の健康診査に係る費用を助成することで経済的な負担を軽減し、妊婦の健康の保持増進を図る事業です。安全・安心な妊娠・出産に向けて関係機関と連携を図り、必要な健診が必要な時期に受診できるように支援していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	48人	47人	44人	42人	41人
②確保量	672回	658回	616回	588回	574回
③確保内容	実施場所・実施体制：医療機関に委託して実施 検査項目：厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる。 実施時期：通年				

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活保護受給者等に対して就学前教育・保育を利用するために必要な日用品、文房具等の納入に要する費用、行事の参加に要する費用等を助成する事業です。対象者に適切な事業内容の周知を行い、申請に基づき助成を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保内容	助成を実施します。				